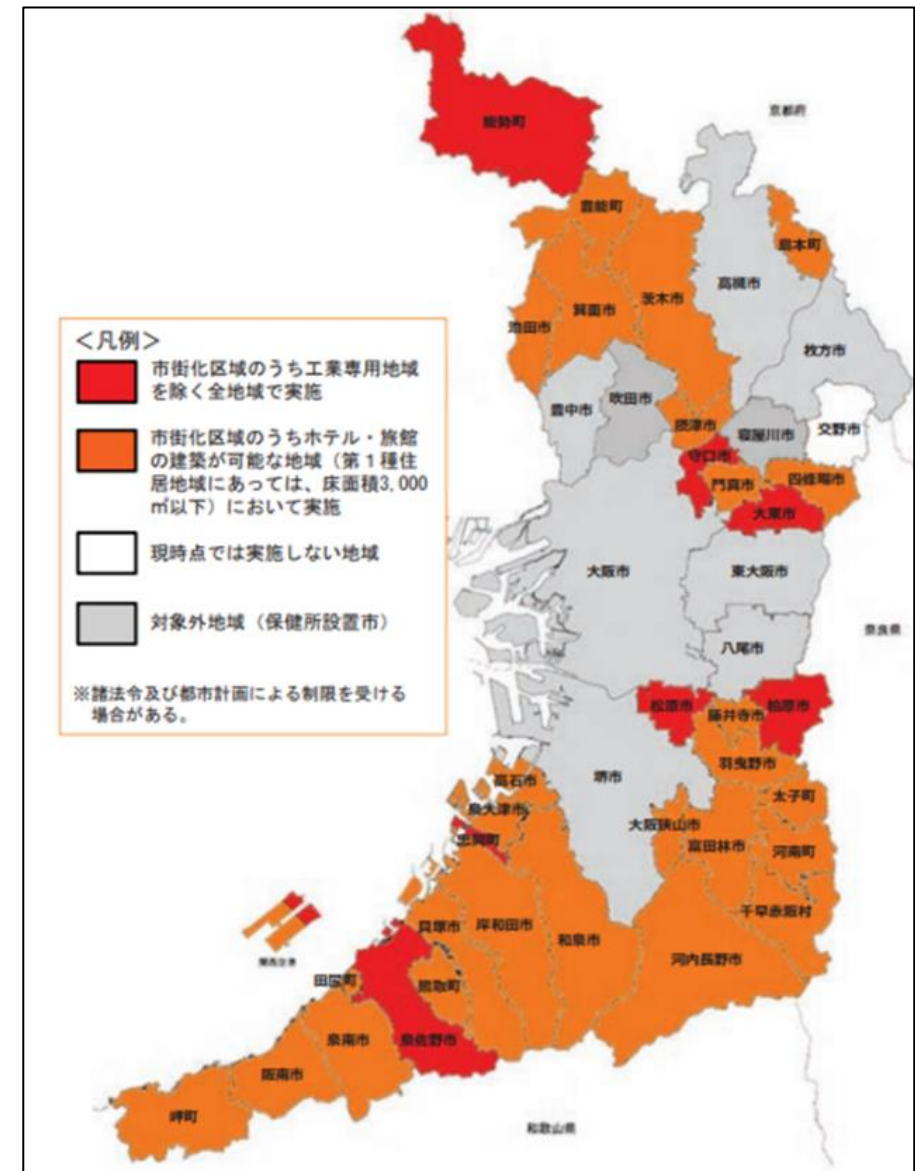


大阪府における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例)実施地域

別図1

令和8年5月29日までの実施地域



大阪府における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例)実施地域

別図2

令和8年5月30日以降の実施地域

※次回の国家戦略特別区域会議（開催日時未定）で協議し、内閣総理大臣の認定を受けたときは次のとおり、区域計画が変更されることとなります。

